○千葉県消費者センター管理規則(平成二年千葉県規則第四十五号)

 $\Box$ 

## 千葉県消費者センターの管理等に関する規則

(趣旨)

|第一条 この規則は、千葉県消費者センターの設置等に関する条例(平成二年|第一条 この規則は、千葉県消費者センター設置管理条例(平成二年千葉県条 千葉県条例第二号。以下「条例」という。) 第九条の規定により、千葉県消 費者センター(以下「センター」という。)の管理、運営及び業務の実施に より得られた情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。
- は、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第三条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

  - 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する 休日
  - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)
  - 四 前各号に掲げるもののほか、所長が休館することを必要と認めた日
- ターの全部又は一部を開館することができる。

(条例第三条第一号に掲げるセンターの業務を行う日及び時間)

- 第四条 条例第三条第一号に掲げるセンターの業務を行う日はセンターの開館
- 日とし、当該業務を行う時間は次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 月曜日から金曜日まで 午前九時から午後四時三十分まで
- 二 土曜日 午前九時から午後四時まで
- 所長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、同項 に規定する当該業務を行う時間を変更することができる。

## 千葉県消費者センター管理規則

(趣旨)

例第二号)第四条の規定により、千葉県消費者センター(以下「センター」 という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- **|第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。**
- 2 センターの長(以下「所長」という。)は、特に必要があると認めたとき 2 センターの長(以下「所長」という。)は、特に必要があると認めたとき は、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第三条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する 休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 四 前各号に掲げるもののほか、所長が休館することを必要と認めた日
- 2 所長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、セン 2 所長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、セン ターの全部又は一部を開館することができる。

(委任)

(委任)

により得られた情報の安全管理に関し必要な事項は、所長が定める。

第五条 この規則に定めるもののほか、センターの管理、運営及び業務の実施 第四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、 所長が定める。